

○財務省告示第三百七十七号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十月十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 藤井 裕久

(別表)

										動券利 ・へ付 十物國 年価庫 連債	称國 債 の 名
			第六回	第五回						第二回	記 号
											総額 額面金額の
五億円	四十九億円	三億円	二億円	一億円	五億円	二十五億円	二十億円	三億円	九十五億円	十億円	総額 額面金額の
九十三円五十九銭	九十三円五十七銭	九十三円五十六銭	九十三円五十一銭	九十三円七十四銭	九十二円四十一銭	九十二円三十七銭	九十二円三十五銭	九十二円二十九銭	九十七円九十九銭	九十七円八十四銭	た額 たりの買入価格 面金額百円当

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第十回	〃	〃	第九回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第八回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十五億円	十億円	一億円	二十億円	九億円	二十億円	十六億円	十億円	二十億円	百三十億円	九億円	十五億円	一億円	四億円	三十億円	十億円	四億円	
九十三円七十六錢	九十四円六錢	九十四円四錢	九十三円九十九錢	九十三円五十四錢	九十三円五十三錢	九十三円五十一錢	九十三円四十八錢	九十三円四十三錢	九十三円四十錢	九十三円四十二錢	九十三円三十五錢	九十三円三十九錢	九十三円六十六錢	九十三円六十五錢	九十三円六十三錢	九十三円六十二錢	

合

計

円一千二百五億